

# 平成30年度事業計画

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

## 第1. 法律扶助事業

定款第4条第1項1号、2号に掲げる事業は次の計画により行う。

### 1. 民事事件に対する援護

消費者被害事件・民事介入暴力被害事件その他の民事事件について、経済的に困難な状況にある者に対して、訴訟費用・弁護士費用等の援護を行う。

(費用 30万円)

### 2. 公益訴訟事件に対する援護

当基金認定の公益訴訟事件について、訴訟費用等の援護を行う。

(費用 30万円)

## 第2. 法律相談事業等

定款第4条第1項3号に掲げる事業は次の計画により行う。

### 無料法律相談

札幌弁護士会が行う高齢者・障害者支援センターの相談事業へ100万円、法律相談センターの電話相談事業（ハロー弁護士相談、女性のための女性弁護士による無料電話法律相談「ほっとらいん・ぶ〜け」）や他の法律相談事業へ250万円を援護する。

(費用 350万円)

## 第3. 調査研究等の事業

定款第4条第1項4号に掲げる事業は次の計画により行う。

法律援護その他市民に対する法的サービス並びに人権侵害事件の法的救済のあり方について、札幌弁護士会等が行う調査・研究に対して助成する。

札幌弁護士会の法律相談センター運営委員会・刑事弁護センター運営委員会・消費者保護委員会・子どもの権利に関する委員会・人権擁護委員会・両性の平等に関する委員会・高齢者・障害者支援委員会・犯罪被害者支援委員会等が行う、法律相談事業・消費者問題・女性の権利に関する問題・高齢者や障害者に対する支援・犯罪被害者に対する支援等についての調査・研究に対して援護する。

(費用 100万円)

#### 第4. 事業事務委託費

当基金の協力団体である札幌弁護士会へ事業執行について委託し、その費用を支払う。

(費用 15万円)

以上合計 525万円